



平成 18 年 8 月 1 日

各 位

会 社 名 ゲンキー株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤永 賢一
(J A S D A Q ・ コード 2772)
問合せ先
役職・氏名 取締役総務部長 吉岡 伸洋
電 話 0776 - 67 - 5240

定款一部変更に関するお知らせ

平成18年8月1日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成18年9月15日開催予定の第16期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議したので通知する。

記

- 1 . 定時株主総会開催予定日 平成 18 年 9 月 15 日
2 . 定款変更の目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたこと等に伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様になし提供できるようにするための規定を新設するものであります。(変更案第 17 条)
- (2) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会における決議事項について、取締役会を開催せずに決議があったものとみなすことを可能とするための規定を新設するものであります。(変更案第 24 条)
- (3) その他、会社法の施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で、当社定款には、以下の定めがあるものとみなされております。

- ・ 当社は、取締役会および監査役を置く。
- ・ 当社は、監査役会および会計監査人を置く。
- ・ 当社は、株式に係る株券を発行する。
- ・ 当社は、株主名簿管理人を置く。

3. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を福井県<u>坂井郡丸岡町</u>に置く。</p> <p>(新設)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、50,000株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定に基づき</u>、取締役</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を福井県<u>坂井市</u>に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、50,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法等第165条第2項の規定により</u>、取締役会の決議に</p>

役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

(名義書換代理人)

第7条 当社は、株式および端株につき名義書換代理人を置く。

2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、端株原簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、届出の受理、株券喪失登録の手続、端株原簿への記載または記録、端株の買取り、その他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこの取扱わない。

(基準日)

第8条 当社は、毎年6月20日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。

2 本定款に定めのある場合のほか、必要あるときは取締役会決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株式取扱規程)

よって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(削除)

(株式取扱規程)

第 9 条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、届出の受理、株券喪失登録の手續、端株原簿への記載または記録、端株の買取り、その他株式および端株に関する取扱いもしくは手数料については、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 10 条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(新設)

(招集権者および議長)

第 11 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 12 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過

第 10 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第 11 条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 6 月 20 日とする。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使する

半数をもって行う。

2 商法第343条の規定による株主総会の特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第14条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(新設)

ことができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 (現行どおり)

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第15条 当社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第16条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第18条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 (現行どおり)

(取締役の選任方法)

第19条 (現行どおり)

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行~~う~~う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 (現行どおり)

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(代表取締役)

第 19 条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。

2 代表取締役は、各自会社を代表する。

(役付取締役)

第 20 条 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。

(取締役会の招集通知)

第 21 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 22 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

(新設)

(取締役会の議事録)

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(移設)

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 23 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 24 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬)

第 25 条 取締役の報酬は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 26 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 27 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

第 25 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第 26 条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 28 条 (現行どおり)

(監査役の選任方法)

第 29 条 (現行どおり)

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 28 条 監査役の任期は、就任後 4 年
内の最終の決算期に関する定時株
主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任
期は、退任した監査役の任期の満了
すべき時までとする。

(常勤監査役)

第 29 条 監査役の互選をもって、常勤
監査役を定める。

(監査役会の招集通知)

第 30 条 監査役会の召集通知は、会日
の 3 日前までに監査役に対し発す
る。ただし、緊急の必要があるとき
は、この期間を短縮することができる。

(新設)

(監査役会の決議方法)

第 31 条 監査役会の決議は、法令に別
段の定めがある場合を除き、監査役
の過半数で行う。

(監査役会の議事録)

第 32 条 監査役会における議事の経過
の要領およびその結果については、
これを議事録に記載または記録し、
出席した監査役がこれに記名押印
または電子署名を行う。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4
年以内に終了する事業年度のうち
最終のものに関する定時株主総会
の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の
補欠として選任された監査役の任
期は、退任した監査役の任期の満了
する時までとする。

(常勤の監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議によって
常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の召集通知は、会日
の 3 日前までに各監査役に対して発す
る。ただし、緊急の必要があるとき
は、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、
招集の手続を経ないで監査役会を
開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段
の定めがある場合を除き、監査役の
過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 34 条 監査役会における議事の経過
の要領およびその結果ならびにそ
の他法令に定める事項については、
これを議事録に記載または記録し、
出席した監査役がこれに記名押印
または電子署名する。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬)

第34条 監査役の報酬は、株主総会の決議によって定める。

(新設)

(新設)

(新設)

第6章 計算

(営業年度および決算期)

第35条 当社の営業年度は、毎年6月21日から翌年6月20日までの1年とし、営業年度末日を決算期とする。

第35条 (現行どおり)

(監査役の報酬等)

第36条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年6月21日から翌年6月20日までの1年とする。

<p>(利益配当金)</p> <p>第 36 条 当社の利益配当金は、毎年 6 月 20 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。</p> <p>(移設)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 37 条 利益配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2 利益配当金には、前項の期間内であつても、利益を付さない。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 38 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 12 月 20 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対して、商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配(以下、中間配当金という。)を行うことができる。</p> <p>2 前条の規定は、中間配当金に準用する。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 40 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 6 月 20 日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 41 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 20 日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第 42 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>(削除)</p> <p>(移設)</p> <p>(削除)</p>
---	---

以上